



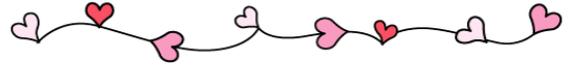
等々力地区社協だより 第39号



令和2年7月15日

等々力地区社会福祉協議会は、地区内在住の方々がより安心して暮らすことができるように住民が主体となって取り組んでいる組織です。

令和2年度がスタートしました！



令和2年5月、等々力地区社協総会が書面にて開催されました。令和元年度事業報告・決算及び監査報告、令和2年度事業計画案・予算案について承認されました。

地区社協の取り組みや、皆様にご参加いただける事業については、地区社協だよりやホームページ、メールマガジンでお知らせいたしますので、ぜひご覧ください！

～等々力地区社協 今年度の活動予定～

高齢者交流事業 **今年度中止となりました**

毎年ご好評を頂いておりました等々力不動尊客殿にて行っていた「高齢者交流お茶会」ですが、今年度は中止となりました。



福祉啓発事業

等々力地区内の小、中学生を対象として、車いす体験や高齢者疑似体験、アイマスク体験や点字体験などの「福祉学習」を行っています。



広報事業

「等々力地区社協だより」を年3回発行し、活動紹介や福祉情報をお知らせしています。



福祉推進事業 **今年度中止となりました**

地域の方へ向けた講座の開催等。昨年度は「高齢者いきいき美容教室」「高齢者お楽しみ交流会」を開催しました。



協力・PRとして地区内のイベント参加

- * 春の歩こう会 (中止)
- * 等々力溪谷事業
 - ・ たけのご掘り体験 (中止)
 - ・ セタかざりづくりと自然観察会 (中止)
 - ・ みかん狩り体験 (11月に開催予定)
- * 等々力農振会朝市 (12月に開催予定)
- * 尾山台フェスティバル (中止)



～上記のイベントは中止や変更の可能性がありますので、最新の情報をご確認ください～

～社協会費に関する大事なお知らせ～

等々力地区社会福祉協議会の活動の財源は、皆さまからお預かりした「社協会費」を活用しております。いつもご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、一部変更になりましたのでお知らせいたします。

●強化月間の取り組みは行いません（会費募集は年間を通じて行っています）

住民参加による地域福祉を推進するという区社協の役割と会員会費の趣旨をご理解いただいたうえで加入をお願いしております。会費の納入は任意であり、強制するものではありません。

納入方法

① 直接窓口での納入

受付窓口：社会福祉協議会 等々力地区事務局
(等々力2-28-5 等々力まちづくりセンター内)

② 郵便振込による納入（振込手数料をご負担戴いております）

振込先	加入者名： 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
	口座記号番号： 00140-5-544151



- 一般会員：年額300円以上
 - 特別会員：年額5,000円以上
 - 法人会員：年額5,000円以上
- 法人会員の方は、法人税法上の「損金算入」の対象になります。

皆様からお預かりした会費の50%は等々力地区社協の活動費として、残りの50%は世田谷区社会福祉協議会の活動へ使わせていただいております。

地区内の福祉活動：50% 広報事業、福祉学習、まちづくり支援事業 など

世田谷区全区的な活動：50% 地域支えあい活動支援、ファミリーサポートセンター事業など

発行：等々力地区社会福祉協議会

世田谷区等々力2-28-5（等々力まちづくりセンター内）

社会福祉協議会等々力地区事務局 TEL:070-3946-9798 FAX:6733-8463

五川地域社会福祉協議会事務所 TEL:5491-8525 FAX:5491-8526

世田谷区社会福祉協議会 <https://www.setagayashakyo.or.jp>

